



栃労発基 0821 第 1 号
令和 7 年 8 月 21 日

栃木地方最低賃金審議会
会長 藤 井 亮 二 殿

栃 木 労 働 局 長
川 口 秀 人

栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、栃木公務公共一般労働組合から令和 7 年 8 月 18 日付け、佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン、とちぎコープ労働組合、栃木県労働組合総連合から令和 7 年 8 月 19 日付け、全日本建設交運一般労働組合栃木県支部から令和 7 年 8 月 20 日付けで、それぞれ最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。



栃労発基 0821 第 2 号
令和 7 年 8 月 21 日

栃木地方最低賃金審議会
会長 藤 井 亮 二 殿

栃 木 労 働 局 長
川 口 秀 人

栃木県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

栃木県塗料製造業最低賃金
(平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 2 号)

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 3 号)

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 4 号)

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金
(平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 5 号)

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金
(平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 6 号)